

## 改選後の陳情の取り扱い（案）について

○事務・審査の流れ（3月定例会を例にした場合）

月	日	曜日	議会の流れ	事務・審査の流れ
2	26	水	【正午】 陳情受付期限	① 陳情を受け付けた時点で、その都度、 議員に配付（控室） ↓ 【議会運営委員会】 ② 開会日に受け付けた陳情の写しと一覧表を配付
	27	木		
	28	金	開会日 議会運営委員会	↓ 【賛同者あり】 ③ 陳情に賛同する旨、文書もしくは口頭により議長（事務局）に申し出る。 ↓ ④ 賛同があった旨、全議員へ連絡 ↓ 【陳情の委員会付託】 ⑤ 賛同のあった陳情のみ委員会付託 ↓ 【委員会での陳情審査】 ⑥ 従前のおり書面の内容により審査 ⑦ 賛同議員には原則説明を求めない。ただし、委員会が必要と認める場合は、賛同議員の説明を求める。 ⑧ ⑦に速やかに対応するため、当該所管委員会の所属委員以外の賛同議員は傍聴する。 ↓ ⑨ 陳情書の内容・時期的なものを考慮し、先議をするなど審議の時期を検討する。 ↓ 【各委員会の審査報告】 【陳情の採決】 【閉会日以降】 ⑩ 陳情者へ結果通知
3	1	土		
	2	日		
	3	月		
	4	火	質問日	
	5	水	質問日	
	6	木	質問日 【正午】 陳情内容への賛同の期限 議会運営委員会	【賛同者なし】 ① 議題としない理由を議会運営委員会において確認する。（議長の説明責任） ↓ ⑤及び①を確認するため開会前に議会運営委員会を開催 ↓ ② 配付にとどめた旨陳情者へ通知
	7	金	質問日	
	8	土		
	9	日		
	10	月	質問最終日 付託日 議会運営委員会	
	11	火	(中学校卒業式)	
	12	水		
	13	木	予算審査	
	14	金	常任委員会	
	15	土		
	16	日		
	17	月	常任委員会	
	18	火	常任委員会	
	19	水	(小学校卒業式)	
	20	木	常任委員会	
	21	金		
	22	土		
	23	日		
	24	月	予算審査	
	25	火		
	26	水	閉会日	